

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	五島市住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五島市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

五島市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という))を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 住基法に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の交渉のため、住民票の写しの交付等を行っている。住基ネットに本人確認情報を送信している。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、番号法及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第11条の2)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p> <p>⑧コンビニ交付に関する事務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、各情報保有機関と中間サーバー、情報ネットワークを介して、情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第7条、第16条、第17条 住基法 第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、10、12
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	五島市市民生活部市民課
②所属長の役職名	市民課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	五島市市民課	五島市市民生活部市民課	事前	
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民課長 富田信子	市民課長 山本 敏昭	事前	
平成29年6月15日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成29年6月15日 時点	事前	
平成29年6月15日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成29年6月15日 時点	事前	
平成30年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民課長 山本 敏昭	市民課長 白濱 寿喜	事前	
平成30年6月15日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
	IV リスク対策	なし	追加項目	事前	
令和3年6月1日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	市民課長 白濱 寿喜	市民課長	事前	
令和4年8月1日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	2. 特定個人情報ファイルは、番号法及び住基 法に基づき、以下の事務において、収集および 提供を行っている。 ①～⑦	2. 特定個人情報ファイルは、番号法及び住基 法に基づき、以下の事務において、収集および 提供を行っている。 ①～⑦ ⑧コンビニ交付に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム	事前	
令和4年8月1日	I-3.個人番号利用 法令上の根拠	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、10、12	番号法 第7条、第16条、第17条 住基法 第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、10、12	事後	
令和4年8月1日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第6号、第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の号)	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	
令和4年8月1日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503	事後	
令和4年8月1日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月15日 時点	令和4年7月12日時点	事後	
令和4年8月1日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月15日 時点	令和4年7月12日時点	事後	
令和5年9月7日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月12日時点	令和5年7月27日時点	事後	
令和5年9月7日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月12日時点	令和5年7月27日時点	事後	